

(提案理由)

国会及び政府に対し、北朝鮮による拉致問題等の徹底解明を求めるため、本案を提出する。

北朝鮮による拉致問題等の

徹底解明を求める意見書

北朝鮮による日本人拉致問題は、我が国の主権を侵害した国家的犯罪であるとともに、人道に反する重大な犯罪でもある。長い間、北朝鮮が頑強に否定し、隠に葬ろうとしてきたこの国家的犯罪も、小泉首相の訪朝により、北朝鮮の最高権力者である金正日国防委員長が、この犯罪行為を認め謝罪したことは、この拉致問題の解決に一定の前進をもたらすものとして評価する。

しかしながら、謝罪の言葉とは矛盾して「拉致問題は解決済み」という行の発言が北朝鮮高官からなされたことに、強く抗議するものであり、北朝鮮側が「死亡した」とされる拉致被害者に関する資料のずさんさには、憤りを感じざるを得ない。

今般、生存が確認された拉致被害者5名が24年ぶりに祖国の地を踏み、家族や故郷の旧知の友人たちと再会を果たすことができたが、24年という長きにわたって、一般市民を拉致・拘束し、最愛の家族にさえ一切の消息を知らせない北朝鮮の非人道性に改めて慄然とせざるを得ない。

日朝国交正常化は重大な懸案事項ではあるが、拉致問題という重大犯罪の解明と解決なしにはあり得ないことを、政府は肝に命ずるべきであり、毅然とした外交姿勢で全容を解明し、国民にその真相等を知らせるとともに、拉致被害者とその家族への誠意ある謝罪と補償を北朝鮮に要求すべきである。

よって、足立区議会は国会及び政府に対し、次の事項について、拉致被害者とその家族の意向を尊重した対応を強く求めるものである。

記

1、北朝鮮に残された家族の帰国を早期に実現すること

1、「死亡した」とされ、生存が確認されていない

拉致被害者に関する正確な情報を現地調査を北朝鮮に求めるとともに、拉致の疑いが指摘されているものについても、徹底的な調査と解明を北朝鮮に求めること

1、拉致という国家的犯罪によって、被害者の人権と人生の大半を犠牲にさせられたことに対し、北朝鮮に国家賠償を求めるこ

1、北朝鮮に対し、核開発の即時停止及び生物兵器の撤廃を求めるこ

右、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成 年 月 日

議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣 あて

法務大臣

外務大臣

国家公安委員会委員長

議員提出第27号議案

イラク攻撃計画に反対することを求める意見書

右の議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出する。

平成14年12月19日

提出者

足立区議会議員 鈴木秀一郎

同 大島芳江

同 針谷みきお

同 渡辺修次

同 橋本ミチ子

同 小野実

同 今井重利

同 伊藤和彦

同 ぬかがわ和子

同 さとう純子

同 鈴木 けんいち
足立区議会議長 鈴木 進様

(提案理由)

国会及び政府に対し、イラク攻撃計画に反対することを求めるため、本案を提出する。

イラク攻撃計画に反対することを求める意見書
イラクが国連安全保障理事会決議1441を受け入れ、国連により大量破壊兵器の査察が開始されることは重要である。国連による査察を受け入れることは、イラクの国際的な責務であり、また、アメリカのイラク攻撃計画に口実を与えず、戦争を回避する上でも非常に重要なことである。

安全保障理事会決議1441は、国際社会の平和的解決を願う世論のもとで、イラクが義務の不履行を行った場合でも自動的に武力行使を認めるものにはならなかった。

仮に、イラクが義務の不履行を行った場合でも、自動的な武力行使はできず、安全保障理事会にまず報告し、安全保障理事会として次なる行動を求めることが明確にされた。

ところが、この決議が採択された後も、ブッシュ大統領をはじめとするアメリカ政府首脳は、国連が行動しないのであれば、アメリカが一方的に軍事力を行使することを相変わらず表明している。アメリカが武力行使すれば、国連憲章に反する先制攻撃というだけでなく、国連安全保障理事会決議の手続きを踏まえないという、二重の国連無視ということになる。

イラクへの攻撃は、アフガニスタンへの報復戦争と性格が違う、「テロへの対応」はイラクへの戦争を正当化する理由にはならない。アメリカはイラク政権と昨年9月11日の同時多発テロを結びつける証拠を何一つ示しえないでいる。

アメリカのイラクへの先制攻撃を許すなら、21世紀の世界は法の支配に代わって恐怖と力が支配す

る暗澹たるものになってしまう。アフガニスタンに対する戦争への態度の違いを超えて、イラクへの攻撃は認めないという1点で、国際社会が團結すべき時である。

よって、足立区議会は国会及び政府に対し、アメリカのイラク攻撃計画に反対を表明し、国連憲章を守るという国際世論を広げ、世界の平和秩序を守るためにイニシアチブを發揮することを求めるものである。

右、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成 年 月 日

議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

外務大臣

防衛庁長官

議員提出第28号議案

行事法制3法案の廃案を求める意見書

右の議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出する。

平成14年12月19日

提出者

足立区議会議員 今井 重利
同 大島 芳江
同 針谷 みきお
同 渡辺 修次
同 橋本 ミチ子
同 小野 実
同 鈴木 秀三郎
同 伊藤 和彦
同 ぬかが 和子
同 さとう 純子
同 鈴木 けんいち

足立区議会議長 鈴木 進様